

城西國際大學同窓会

城西國際大學同窓会

# 城西国際大学同窓会規約

## 第1章 総 則

第1条 本会は城西国際大学同窓会（以下「本会」という。）と称する。

第2条 本会は会員相互の親睦をはかるとともに、城西国際大学の発展に寄与することを目的とする。

第3条 本会は次の事業を行う。

- (1) 学校法人城西大学、城西国際大学と同窓会（本部・支部）および会員との連絡
- (2) 会員名簿および会報の発行
- (3) その他本会の目的を達成するのに必要な事業

第4条 本会の本部は城西国際大学内におく。

第5条 本会の会員は正会員・準会員・特別会員および賛助会員とする。

- (1) 正会員は城西国際大学の卒業生とする
- (2) 準会員は城西国際大学に在学中のものとする
- (3) 特別会員は法人役員・城西国際大学の教職員とする
- (4) 賛助会員は城西国際大学に一定期間在籍したのち退学したもので総会において認められたものとする
- (5) 他大学より城西国際大学大学院に入学し、修士または博士の課程を修了したもので、入会金および会費を納入したものは正会員とする

第6条 本会に次の機関をおく。

- (1) 総 会
- (2) 役 員 会
- (3) 支部長会

## 第2章 総 会

第7条 総会は本会の最高決議機関とする。

2 総会は正会員をもって構成し、定例総会は会計年度が終了後3か月以内に開催するものとし、1か月以前に公示するものとする。

第8条 次の場合は臨時総会を開催することができる。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 正会員200名以上の署名をもって要求があったとき

第9条 総会は会長が召集する。

第10条 会長は総会の議長となる。副議長は会長の指名するもので総会で認められたものとする。

第11条 総会は次の事項を議事として審議する。

- (1) 事業計画およびそれに基づく予算案に関すること
- (2) 事業報告およびそれに基づく決算案に関すること
- (3) 役員選出および改選に関すること
- (4) 規約の改正に関すること
- (5) その他重要事項に関すること

### 第3章 役員・役員会および支部長会

第12条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 若干名
- (3) 幹 事 若干名
- (4) 監 事 2名

第13条 本会に名誉会長（理事長）、名誉副会長（常務理事及び学長）をおき、本会を統括する。顧問（学生部長・副部長）および相談役を若干名おく。

2 名誉会長及び名誉副会長は、総会及び役員会に出席することができる。

第14条 会長・幹事および監事は総会において正会員のうちより選出する。但し、支部長は支部長に就任と同時に幹事となる。

2 副会長は会長の指名するもので総会において認められたものとする。

3 相談役は会長・副会長の経験者および総会において推薦されたものとする。

第15条 役員の内任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠による後任者の任期は、前任者の残任期間とする。また、支部長である幹事の任期は支部長在任期間とする。

第16条 会長は役員会にはかり運営委員若干名をおくことができる。

第17条 会長は本会を代表し会務を総理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長ことあるときは会長代行となる。

3 幹事は役員会を組織し会務を遂行する。

第18条 役員会は正副会長および幹事をもって構成し、会長が議長となり総会に提案する議事を審議決定する。

2 役員会の運営規定については別にこれを定める。

第19条 相談役は会長の要請により役員会に出席し意見を述べるることができる。

第20条 支部長会は各支部長をもって組織し会務を遂行する。

2 支部長会の運営規定については別にこれを定める。

### 第4章 会計監査

第21条 監事は本会の会計を監査し、総会において監査報告をしなければならない。

## 第5章 会 計

第22条 本会の運営は入会金・会費・寄付金およびその他の収入による。

第23条 会員は入学時に準会員費として10,000円，10年会費として40,000円をそれぞれ納入しなければならない。

2 会員は卒業10年後より，年会費として5,000円を納入しなければならない。

第24条 本会の会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。

## 第6章 規約改正

第25条 本会の規約改正は次の場合に役員会の議を経て総会で決定する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 正会員の1割の署名により要求のあったとき

## 第7章 事務局

第26条 本会の事務を遂行するために本部に事務局をおく。

2 事務局に関する必要な規則は役員会の議を経て会長が定める。

付 則 本規約は，平成8年4月1日から施行する。

付 則 この改正は，平成25年4月1日から施行する。

# 城西国際大学父母後援会

## 父母後援会共済事業規約

城西国際大学父母後援会  
父母後援会共済事業規約

# 父母後援会共済事業規約

## 1. 趣旨及び事業

城西国際大学父母後援会では、城西国際大学学生（大学院生及び別科学生を含む。）の父母又は学費負担者として登録された者（様式1）を会員とし、相互扶助の精神に則り、次のような共済事業を行う。

(1) 在学生を対象として「学生教育研究災害傷害保険」（以下、「学研災」という）「学研災付帯賠償責任保険」（以下、「学研賠」という）及び「総合福祉団体定期保険」（以下、「生命保険」という）に加入することにより、学内外を問わずに24時間正課授業中や課外活動等の学生生活を保障し、次のようなときは各保険特約条項にもとづく保険金の支払が受けられるようにする。

- ① 正課中及びそれに準ずる研究活動中に発生した傷害及び死亡、後遺症
- ② 学生の日常生活（課外活動等も含む）で蒙る不慮の事故による死亡または所定の高度障害になったとき若しくは入院及び所定の障害状態になったとき。
- ③ 病気による治療及び入院等の補償は保険金支払い対象外。
- ④ 国内外において、学生が正課、学校行事、ボランティアクラブ等で課外活動およびその往復中で他人にケガをさせたり他人の財物を損壊したことにより被る損害賠償を補償する。  
(学研賠)
- ⑤ 生命保険の保険金受取人は、会員とする。

※学研災加入者が学研災及び学研賠では補償が不足と思われる場合に、病気等も補償ある任意加入の学研災付帯学生生活総合保険・学生総合補償があります。

- (2) 会員が不慮の災害に遭遇されたときは、見舞金を支給する。
- (3) 学生の正課中及び課外活動、生活中的の傷害事故に対して見舞金を支給する。

(請求は事故後180日以内に限る)

## 2. 共 済 費

- (1) 学生1人年額9,000円を会員負担とする。
- (2) 共済費納入は入学時9,000円とし、2年次以降毎年4月末日までに9,000円を納入する。
- (3) 共済事業運営上やむを得ざる場合には増額することができる。

## 3. 共済費の支出内訳

- (1) 学生保険に関する保険料（学研災+学研賠）

保険料については、保険約款に基づく料額とする。ただし、役員会に報告するものとする。

経営情報学部 入学時（4年間）4,660円      国際人文学部 入学時（4年間）4,660円

福祉総合学部 入学時（4年間）4,660円

（理学療法学科を除く）

福祉総合学部 理学療法学科	入学時（4年間）5,370円	薬学部	入学時（6年間）6,740円
メディア学部	入学時（4年間）4,660円	観光学部	入学時（4年間）4,660円
環境社会学部	入学時（4年間）4,660円	看護学部	入学時（4年間）5,370円
大学院 修士	入学時（2年間）2,430円	大学院 博士	入学時（3年間）3,620円
別科	入学時（1年間）1,340円	保険有効期間は卒業年度の3月31日までとする。 ただし9月入学生は（9月1日から8月31日）	

(2) 生命保険に関する保険料

保険料については、保険約款に基づく料額とする。ただし、役員会に報告するものとする。

保険有効期間は1年間（4月1日から3月31日）

(3) 共済基金

異常事態に対応するため、基金を設ける。

4. 会員の死亡による授業料の奨学金

学費支弁者たる会員が死亡した時は、その意思をつぎ無事子弟が、通常の卒業課程の範囲内までの授業料を奨学生として、本人の申し出により無利息で貸与を行うものとする。

なお、この細則については別に定める。

5. 事故の際支払われる保険金

(1) 学研災の保険金

区 分	保 険 金
①正課中・学校行事中の死亡 〃    傷害（1日目から） 後遺障害保険金 入院給付金（180日を限度）1日につき	2,000万円 3,000円～30万円 120万円～3,000万円 4,000円
②課外活動中・通学中・学校施設内または学内移動中の死亡 〃                                    の傷害（14日以上） 通学中・施設間移動中の傷害（4日以上） 後遺傷害保険金 入院給付金（180日を限度）1日につき	1,000万円 3万円～30万円 6,000円～30万円 60万円～1,500万円 4,000円

※後遺障害金は、保険に保険約款による所定の身体障害の程度に応じて保険金が支払われます。

(2) 学研賠の保険金

対人・対物賠償 対人賠償と対物賠償合わせて1事故につき1億円限度（免責金額なし）

## (3) 生命保険の保険金

区 分	保 険 金
病気による死亡・高度障害	150万円
不慮の事故による死亡・高度障害	150万円
障害給付金	15万円～105万円
入院給付金（入院5日以上120日を限度）	1日2,250円

※高度障害保険金は、普通保険約款に定める所定の高度障害状態に該当したときに支払われます。また、障害給付金は、災害総合保障特約条項に定める所定の身体障害の程度に応じて支払われます。

## (4) その他

通学途中、正課中の事故発生による死亡又は傷害の際には、上記学生保険と生命保険の保険金が支払われます。

例えば、正課中死亡の場合は2,000万円＋150万円、合計2,150万円が支払いを受ける保険金です。

## 6. 各種見舞金

## (1) 弔慰金（様式2）

- ① 会員が死亡した場合は10万円の弔慰金を支給する。
- ② 学生が死亡した場合は10万円の弔慰金を支給する。

## (2) 傷害見舞金（様式2）

- ① 学生が正課中傷害事故を起こした場合は、完治するまでの治療費の実費10万円を限度として給付する。

ただし、4日以上の治療については学生保険から治療費が給付されるので、その給付額を差し引いた金額の限度を10万円とする。

- ② 学生が正課中以外の課外活動等で傷害事故を起こした場合は、完治するまでの治療費の実費10万円を限度として給付する。

ただし、14日以上通院又は5日以上入院治療については、学生保険から入院給付金が給付されるので、その給付額を差し引いた金額の限度を10万円とする。

- ③ 学生が通学途中・施設間移動中に傷害事故を起こした場合は、完治するまでの治療費の実費10万円を限度とし給付する。但し7日以上治療については学生保険から治療費が給付されるので、その給付額を差し引いた金額の限度を10万円とする。

7. 本共済事業の経費は共済費をもってこれにあてる。但し、本共済事業及び父母後援会事業の運営にともなう収支決算に過不足が生じた場合には、相互に運用できるものとする。

付 則



1. 本共済事業規約は平成4年4月1日より実施する。  
ただし、学研災の適用は、平成4年6月1日からとする。
2. 本共済事業規約は平成6年4月1日一部改正。  
ただし、学研災の適用は、平成6年度入学生からとする。
3. 本共済事業規約は平成8年4月1日一部改正。  
ただし、学研災の適用は、平成8年度入学生からとする。
4. 本共済事業規約は平成10年4月1日一部改正。  
ただし、学研災の適用は、平成10年度入学生からとする。
5. 本共済事業規約は平成14年4月1日一部改正。  
ただし、学研災の適用は、平成14年度入学生からとする。
6. 本共済事業規約は平成16年4月1日一部改正。  
ただし、学研災の適用は、平成16年度入学生からとする。
7. 本共済事業規約は平成17年4月1日一部改正。  
ただし、学研災の適用は、平成17年度入学生からとする。
8. 本共済事業規約は平成18年4月1日一部改正。  
ただし、学研災の適用は、平成18年度入学生からとする。
9. 本共済事業規約は平成22年4月1日一部改正。  
ただし、学研災・学研賠の適用は、平成22年度入学生からとする。
10. 本共済事業規約は平成23年4月1日一部改正。  
ただし、学研災・学研賠の適用は、平成23年度入学生からとする。
11. 本共済事業規約は平成24年4月1日一部改正。  
ただし、学研災・学研賠の適用は、平成24年度入学生からとする。
12. 本共済事業規約は平成25年4月1日一部改正。  
ただし、学研災・学研賠の適用は、平成25年度入学生からとする。
13. 本共済事業規約は平成26年4月1日一部改正。  
ただし、学研災・学研賠の適用は、平成26年度入学生からとする。
14. 本共済事業規約は平成27年4月1日一部改正。  
ただし、学研災・学研賠の適用は、平成27年度入学生からとする。
15. 本共済事業規約は平成28年4月1日一部改正。  
ただし、学研災・学研賠の適用は、平成28年度入学生からとする。

(様式1)

		受験番号		※学籍番号	
<h1>登録書</h1> <p>平成 年 月 日</p> <h2>城西国際大学父母後援会会長 殿</h2>					
父	住 所	〒 (    ) (    ) TEL (    ) (    ) (    )			
	フリガナ			学生との続柄	
母	氏 名			印	
	私は下記学生の学費負担者であることを登録いたします。				
学 部	学 部				学 科
大 学 院	研究科				専 攻
別 科					
フリガナ			性 別	生 年 月 日	専 修
学生氏名			1. 男 2. 女	年 月 日	
備 考	<p>1. この登録書が未提出ですと、共済費が納入されていないも、保険が成立しませんので必ず合格書類といっしょに返送してください。</p> <p>2. 1枚目および2枚目とも必ず捺印してください。また、2枚とも返送してください。</p> <p>3. ※欄は記入しないでください。</p> <p>4. 父母欄の続柄は、学生からみた関係を記入してください。</p>				

様式2

後援会長	事務局長	総務課長	学生課長	係

平成 年 月 日

城西国際大学  
父母後援会会長 殿

学 部  
研究科  
別 科

学科  
専攻  
専修

学籍番号  
学生氏名  
請求人住所  
氏 名

印

父母後援会共済事業規約による（甲慰金・見舞金）の給付を請求いたします。

記

種 別  
添付書類  
その 他

1. 銀行名 \_\_\_\_\_ 銀行

2. 支店名 \_\_\_\_\_ 支店

3. 種 別 普通 当 座

4. 口座番号

--	--	--	--	--	--	--	--

5. 口座名義人 \_\_\_\_\_

城国父発第

号



# 城西國際大學學歌

城西國際大學學歌

## 城西国際大学学歌

(J=94)

明るくさわやかに

作詞=谷川俊太郎

作曲=谷川賢作

*sop.*

1. かぜかおる ほしをおたって かきりない みちへとむ か  
2. みずきさら ほしをおたって めくるめく あすをゆめ み

*alto*

*ten.*

*bas.*

*Pf*

*sop.*

う る キャンパスは せ かいのモデル あたらしい  
る キャンパスは ち きゅうそのもの まなびあり

*alto*

*ten.*

*bas.*

*Pf*

谷川俊太郎

新しいキャンパスのプランと写真を拝見した時、もつとも印象的だったのが池にかかる橋でした。橋はひとつの世界と他の世界を結びつけます。学問の世界と実社会、日本文化と異文化、女と男、全体と細部：それらのうちにひそむ調和への可能性とともに、矛盾をおおそれずにみつめてほしい、そんな願いをこめて言葉を選びました。皆さんのお気持ちに沿う歌になれば、嬉しく思います。

sop. *ra su o ki ku ro u da ho ta he u*  
*ひとの るつ ほ だ う た お う*

alto

ten.

bas.

Pf

sop. *shee-ai ee ku ni ku ni no sika i o mu koto en te*  
*shee-ai ee se me gi a u se ko i o mu koto en te*

alto

ten.

bas.

Pf

## 城西国際大学学歌

一、風香る 橋を渡って  
 限らない 未知へと向かう  
 キャンパスは 世界のモデル  
 新しい 地図を探ろう  
 はばたけ JIU  
 国々の 境を越えて

二、水きらら 橋を渡って  
 めくるめく 明日を夢見る  
 キャンパスは 地球そのもの  
 学び合う 人のるつぼだ  
 うたおう JIU  
 せめぎあう 心むすんで